

審第1637号-1

答申第601号

令和6年7月3日

千葉県教育委員会教育長 富塚昌子様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年4月15日付け教東事第59号—1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1145号

令和3年3月5日付けで審査請求人から提起された、令和2年12月4日付け教東事第1079号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和2年12月4日付け教東事第1079号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」の欄に記載した情報については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年10月6日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「「令和2年度千葉県学習サポーターA・B（新型コロナウイルス感染症対策）の派遣について」で7月下旬から募集している応募者の申込書（個人名や連絡先を除く）全てと、それぞれの志望動機（勤務実績）の評点と面接結果の評点が見える書類全て、A・B別応募者数と各採用者数のわかる書類、各教育事務所別、市町村別採用者配置数のわかる書類。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として「令和2年度の千葉県学習サポーターに係る申込書」（以下「対象文書1」という。）、「令和2年度千葉県学習サポーター派遣事業面接評定票」（以下「対象文書2」という。）、「書類審査採点表」（以下「対象文書3」という。）、「面接審査採点表」（以下「対象文書4」という。）及び「学習サポーター選考結果一覧」（以下「対象文書5」といい、対象文書1から5までを「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として令和3年3月5日付けで審査請求（以下「本件

審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書、反論書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消す、ただし、申込者・候補者の氏名・住所等の個人特定情報は非開示とする、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」）は、本件部分開示を条例第8条第2号、第6号を根拠としている。審査請求人も、学習サポーターへの申込者・候補者（以下「申込者等」）の氏名・住所等の個人特定情報の非開示であれば納得できた。

しかし、本件通知書により開示された書類は、ほとんどの記入箇所が黒塗されていた。申込者等の氏名や住所・電話番号・メールアドレス等の個人特定情報の非開示は理解できるが、本件部分開示では、それ以外の部分も黒塗られている。

①「申込書」の場合、個人の特定にはならない申込者の性別や年齢、希望市町村名、志望動機（一部ならあり得るが全面黒塗）などまで黒塗されているのは不当。

②「面接評定票」の場合、「候補者氏名」の黒塗は理解できるが、面接官氏名や「項目の評価」・「備考（C・Dの理由等）」・「総合評定」の全面黒塗は不当。

③「書類審査採点表」では、「受験者氏名」の黒塗は理解できるが、「志望動機」・「勤務実績の有無」の全面黒塗は不当。

④「面接審査採点表」では、「受験者氏名」の黒塗は理解できるが、「評定・得点・合計得点」の全面黒塗は不当。

⑤「学習サポーター選考結果一覧」では、「氏名」や配置「学校名」の黒塗は理解できるが、「書類審査・面接点・合計点」や配置「市町村名」の全面黒塗は不当。

本件の審査請求人は、学習サポーターの「書類審査・面接審査」について自己情報開示の黒塗取消の請求も行っているが、本件請求とその自己情報開示の黒塗取消の請求は一体のものである。

今回請求の臨時学習サポーター募集の受験者の中でも、経歴からいうとトップクラスの本件の審査請求人が、未経験の応募者でもほとんどが合格し、それでも募集人数を確保できなかった本件臨時学習サポーター募集で、教育長名で採用基準に達していないとして「不合格」にされた。また、教育長の定めたルールに則って「不合格」の合理的理由を求めても説明されなかった。それで、情報公開で真相を確かめようとしたが、

教育長名の公開文書は前述のようにことごとく黒塗して、真相を覆い隠そうとしていた。

不当な採用行政を許さないためには、「採用」業務の終了後には、その関係文書の全面自己情報開示や受験者の特定を避けるための部分開示はあり得ても、その他の部分は全面開示されなければならない。条例1条の精神からして、条例8条6号を持ち出しことごとく黒塗する教育長の暴挙を許してはならない。教育長は公正が疑われる選考を行った当事者として、他の受験者のプライバシーには配慮したうえで、できるだけ当該文書を開示し疑いを晴らす努力を誠実に行うことで行政マンとして理解と信頼を得る姿勢が求められる。ところが、教育長の対応はその真逆であり、行政不信を煽る恥ずべき対応であった。

よって、受験者の特定を避けるための一部黒塗を行った上で、請求文書のほぼ全面開示を求める。

3 反論書の内容

(1) この反論書の主旨について

私の請求した書類は、教育長が私を「不採用」と判断した「令和2年度千葉県学習サポーターA・B（新型コロナウイルス感染症対策）」（以下「臨時学習サポーター」という）の採否判断が正当であるかどうかを明らかにするために請求した別件自己情報開示の全面開示を求めた審査請求と対をなす資料（「臨時学習サポーター」採用に関する書類）である。この資料を開示することでしか教育長の採否判断が公正だったのか否かは検証できない。千葉県の教育行政の公正さを証明するためにも、開示されなければならない。

ただし、私の請求書を素直に読めば分かるように、私は採用希望者の個人情報まで開示せよとは求めている。しかし、教育長の反論書では、私の請求文書を誤用してまで、必要以上に情報隠しを正当化しようとしている。条例1条の精神に基づき、公正な判断をお願いする。

教育長は、「個人情報」判断を拡大解釈し、個人の特定にならない事項まで隠している。また、「面接評定票」や「書類審査採点表」「面接審査採点表」「学習サポーター選考結果一覧」でも、個人情報以外もほぼ全面黒塗で情報隠しをして、採用事務の不公平さの暴露を覆い隠そうとしている。差別採用の疑念を払拭できる公明正大な情報開示を行ってほしい。

(2) 事案の概要、本件決定の内容について

事案の概要については、教育長のまとめに誤りはない。対象文書の特定について異論はない。

(3) 「処分の理由について」への反論

ア 不開示部分について

「条例第8条第2号又は第6号に該当するとして、それぞれ不開示とした。」とあるが、その適用解釈が誤っている。又は、拡大解釈し情報隠しを正当化しようとしている。

イ 「条例第8条第2号」の適用の誤り

(ア) 申込者の氏名（候補者氏名、受験者氏名）等について（対象文書1関係）

私の審査請求でも「申込者・候補者の氏名・住所等の個人特定情報」の開示は求めている。しかし、教育長は「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」という部分を拡大解釈し、削除範囲を大幅に拡張している。

具体的には、(性別・年齢・職名・希望の市町村・配置市町村) など開示しても個人の特定はできない事項まで削除した。ここで教育長は、申込者の統計的状况をリアルに把握するために必要な情報を故意に隠そうとしている。条例第1条の精神を踏みにじる行為と言わねばならない。

(イ) 「申込書」の「志望動機」の全面非開示について（対象文書1関係）

教育長は「たとえ特定の個人を識別できないとしても」等と条例第8条第2号の原則を簡単に否定し、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である」とおおげさに表現して全面削除を肯定している。本件開示請求文書は、臨時学習サポーターへの採用希望申し込み文書であり、その「志望動機」には、公の仕事につく意欲や動機が書かれているのであって、「個人の権利利益を害するおそれ」はほとんどない性格の文書である。また、文書の中に個人を特定できる部分があれば、その部分だけ削除すれば済むはずなのに、全面非開示は、不公正な採用判断を暴露されるのを恐れているからに他ならない。条例第1条の精神に反するこのような隠蔽は、公務員として許されない。

(ウ) 「面接における項目の評価及び評定」や「書類審査における得点」等の非開示について

a 「面接評定票」について（対象文書2関係）

候補者氏名以外、条例第8条第2号に該当する箇所はない。私は、もともと候補者氏名の開示を求めている。「面接官氏名」は条例第8条第2号ハの規定により、削除すべき個人情報とはいえない。公務員として公の職務を遂行した

記録なので、その記録には責任を持っており、開示されなければならない。

評価項目には（資質・専門的な理論・組織への対応力・人柄）など立派な項目が並んでいたが、この項目は18歳以上であれば学歴や専門性を問わない週3日勤務（4時間/日）、半年限定の「臨時学習サポーター」の採用のための面接項目であり、正規専門職の選考試験ではない。

実際、希望者のほとんどが採用されている。私の場合、44年間の教育職員経験があり、希望者の中でもトップレベルの経験者であったが、なぜか不採用とされた。その選考経過や基準に疑問を感じ、千葉県教育委員会に不採用の理由を聞いたが教えてもらえなかった。

他の希望者と違い（不採用の理由）を理解するためには、他の希望者の「面接評定」等の開示結果を見比べることでしか判明しない。千葉県の教育行政が公平に行われているか否かがこの開示で明らかになるはずだ。教育長の不当な情報隠蔽を取り消していただきたい。

b 「書類審査採点表」について（対象文書3関係）

受験者氏名以外、条例第8条第2号に該当する箇所はない。私は、もともと受験者氏名の開示を求めている。受験者氏名を削除して「志望動機」や「勤務実績の有無」の評点を開示しても、個人の特定には至らない。県教委採用担当者が公正・公平に判断しているのであれば、開示を恐れる理由は何もない。隠そうとするのは、何らかの不正があり、それが明らかになるのを恐れているとしか思えない。不正な判断がないなら、堂々と開示していただきたい。

c 「面接審査採点表」について（対象文書4関係）

受験者氏名以外、条例第8条第2号に該当する箇所はない。私は、もともと受験者氏名の開示を求めている。2人の面接委員による「評定」と「得点」及び「合計得点」の開示も、受験者氏名を削除しての開示であれば、個人の特定などできない。面接委員が公正・公平に判断しているのであれば、開示を恐れる理由は何もない。

d 「学習サポーター選考結果一覧」について（対象文書5関係）

（受験者）氏名以外、条例第8条第2号に該当する箇所はない。私は、もともと受験者氏名の開示を求めている。「書類審査」の点数・「面接点」・「合計点」はもちろんであるが、（配置）市町村名まで削除するのは行き過ぎであろう。学校名も「小・中」の区別は残しても個人の特定にならないのに、全て削除しているのは隠しすぎである。条例第1条の精神に反し、千葉県の教育行政へ

の不信感を深める行為を行っている。不当な情報隠しの撤回を決定し、県教育行政への信頼性を取り戻していただきたい。

ウ 「条例第8条第6号」の運用の誤り

「面接官氏名及び面接における項目の評価及び評定、面接における得点、備考（C・Dの理由等）、志望動機の各項目の評価、勤務実績の有無に対する評価、書類審査における得点、面接における得点と書類審査における得点の合計点」を「県が行う採用事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」などと教育長は主張している。

「面接官氏名」については、すでに書いたように、公務員として責任を持って行った印として明らかにされなければならない。面接官氏名以外の評価・評定や書類・面接の得点なども、採用実務終了後であれば、採用行政の公正・公平さを明らかにするためにも公開するべきである。今回の私の請求理由のように、千葉県教育委員会の「採用」業務に不当な差別があるのではないかと疑念を持たれているとき、その採用過程を堂々と明らかにすることで不必要な疑惑を解消できる。採用実務終了後まで、評価・評定や書類・面接の得点等を隠す合理的根拠はない。採用基準が明らかになれば、その後の受験者の信頼を得られ、よりよい受験者の獲得につながる。「条例第8条第6号」を持ち出し、不必要に情報隠しを行う教育長の姿勢には、差別採用の実態を暴露されたくないために、情報をなるべく隠そうとする悪しき役人根性が透けて見える。受験者の個人情報削除の上で、条例第1条の精神で、できうる限り情報を開示する決定をお願いしたい。

(4) 教育長の「弁明ついて」への反論

ア 「性別、年齢、希望市町村、配置市町村及び学校名、勤務実績」について

私の審査請求書に「学校名」や「勤務実績」が「黒塗されているのは不当」とは書いていない。私の請求書の文面をねじ曲げ「弁明」している。姑息な印象操作だ。この部分での私の開示要求は、個人の特定にはならない「性別、年齢、希望市町村、配置市町村」の開示である。教育長はなるべく開示部分を減らそうとしているが、条例第1条の精神に反する恥ずべき主張である。個人のプライバシーを守りつつ最大限に情報を開示するのが行政マンとしての正しい姿勢であろう。個人の特定にはならない「性別、年齢、希望市町村、配置市町村」の開示決定をお願いしたい。

イ 「申込者の志望動機」について

すでに述べたように、「個人を識別できない」「志望動機」がプライバシーの不利益な暴露になるかのように書いていること自体がおかしい。私の場合もそうだったが、

臨時学習サポーターの採用を望む人たちの「志望動機」であり、働く意欲や今までの積極的な経験などを中心に書いてあるものであり、個人の否定的な側面はほとんど書かれることはない。もし、個人が特定できるような箇所や重大な疾患等について書いてある箇所があれば、そこだけ削除すればよいだけだ。全面黒塗は、条例第1条の精神に反する。「申込者の志望動機」を基本的に開示する決定をお願いします。

ウ 「条例第8条第6号」を根拠とする削除の正当化について

(ア) すでに明らかにしたように、教育長による条例第8条第6号の適用論は、千葉県教育委員会の採用事務の不透明さ・不正隠しのために使おうとしている。公正・公平な教育行政が求められているのに、説明責任を放棄し、不正の暴露を隠そうとする不当な情報隠しに条例第8条第6号を適用することを許してはいけない。しっかりした面接実務を行ってれば、氏名を堂々と名乗れるはずだ。教育委員会は、現場の職員には「名札をつけろ」などと指導している。その自分たちが名前を隠すというのは、恥ずべき仕事をしているからだろう。そんな公務員を認めてはいけない。面接官氏名の開示をお願いします。

(イ) 「評価」に関連するものについて

教育長は、「それらが開示されると、面接や書類審査において、否定的な評価をありのままに記載することに躊躇し、率直な意見が評定に反映されず、自由かつ率直な評価や適切な評価が困難になるなど、当該採用事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがある」などとし、条例第8条第6号の適用による黒塗を正当化している。

採用事務が決定されるまでなら、上記の論理にも耳を傾ける余地はあるが、私が請求したのは採用事務が終わった後である。教育行政マンとして公正・公平な立場で面接や書類審査をしたのであれば、その結果を公表されて何ら恥じるところはないはずだ。後日公開されると「否定的な評価をありのままに記載することに躊躇し、率直な意見が評定に反映されず、自由かつ率直な評価や適切な評価が困難」になるような頼りない担当者に、書類審査や面接を任せてはならない。

そのような不甲斐ない教育行政マンを生み出さないためにも情報公開は必要だ。私が長期にわたり教育現場で働いてきた経験では、教育行政の担当者にそんな不甲斐ない者ばかりがいるとは思えない。もっとしっかりした人はいるはずだ。しかし、適切な情報公開なしには、教育長が指摘する不甲斐ない者たちが跋扈する教育行政になってしまう。

上記のことから教育長名による令和3年3月31日付け「弁明書」は条例の趣旨に反している。よって、私の請求した申込者の個人情報（黒塗）した上での全面情報開示の決定を求める。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり主張している。

1 趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由について

(1) 条例第8条第2号の該当性について

ア 本件不開示部分のうち、申込者の氏名（候補者氏名、受検者氏名）及びふりがな、性別、生年月日、年齢、現住所、自宅電話、携帯電話、E-mail、学校名・職名、希望の市町村、配置市町村及び学校名は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、条例第8条第2号本文に該当する。

イ 本件不開示部分のうち、志望動機は、個人の内心に関する記述であり、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、たとえ特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、同号本文に該当する。

ウ 本件不開示部分のうち、面接における項目の評価及び評定、備考（C・Dの理由等）、面接における得点、志望動機の各項目の評価、勤務実績の有無に対する評価、書類審査における得点、面接における得点と書類審査における得点の合計点は、個人の評価に関する記述であり、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、たとえ特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、同号本文に該当する。

(2) 条例第8条第6号の該当性について

本件不開示部分のうち、面接官氏名及び面接における項目の評価及び評定、面接における得点、備考（C・Dの理由等）、志望動機の各項目の評価、勤務実績の有無に対する評価、書類審査における得点、面接における得点と書類審査における得点の合計点は、県が行う採用事務に関する情報であって、公にすることにより、当該

事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第6号本文に該当する。

3 弁明について

請求人は、前記第3のとおり主張する。

しかし、上記のとおり、性別、年齢、希望の市町村、配置市町村及び学校名、勤務実績はいずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、識別することができることとなるものを含む。）であり、条例第8条第2号に該当する。

申込者の志望動機は、個人の内心に関する記述であり、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、たとえ個人を識別できないとしても、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第8条第2号に該当する。

また、面接官氏名や「項目の評価」「備考」「総合評定」「勤務実績の有無」「評定・得点・合計得点」「書類審査・面接点・合計点」等の「評価」に関連するものは、実施機関の事務又は事業に関する情報であって、それらが開示されると面接や書類審査において否定的な評価をありのままに記載することを躊躇し、率直な意見が評定に反映されず、自由かつ率直な評価や適切な評価が困難になるなど、当該採用事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第8条第6号に該当する。

したがって、請求人は条例の解釈を誤ったものであり、請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書等を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書及び不開示情報

本件対象文書は前記第2 3のとおりである。本件決定における不開示情報は別表の「不開示部分」欄記載のとおりである。

2 開示・不開示の判断について

(1) 対象文書1

対象文書1は職員採用の申込書であり、当該文書の不開示部分には、氏名、性別、生年月日、現住所、教職経験、大学名・職歴、資格・免許、勤務可能地区、志望動機など、履歴書に相当する一連の情報が記載されている。これらの各情報は、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等

特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であることは明らかであり、いずれも令和2年度千葉県学習サポーターの申込者（以下「採用候補者」という。）の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

よって、氏名、性別、生年月日等の不開示部分に係る一連の情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、実施機関の決定以上にこれらの情報を開示する必要はなく、対象文書1の不開示部分に係る実施機関の決定は妥当である。

（2）対象文書2

対象文書2は職員採用の際に行った面接の評定票であり、各面接官が採用候補者ごとに1枚ずつ手書きで作成しているものである。

当該文書の不開示部分のうち候補者氏名は、採用候補者個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号本文前段に該当する。

その余の不開示部分には面接官の氏名、項目の評価及びメモ（面接官が気付いた点などを自由に記録したもの）が記載されている。本件決定では面接実施日時やメモの一部が開示されていることから、面接を受けた採用候補者であれば、どの面接評定票が自己の情報であるかは、容易に推測できるものと思われる。また、採用候補者であれば、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号、以下「個人情報保護条例」という。）による自己を本人とする保有個人情報の開示請求をして得られる情報と当該文書を照らし合わせることで、同様の推測をすることが可能と考えられる。

よって、これらの面接官氏名、項目の評価及びメモを公にすると、評価やメモに対する質問や苦情、いわれのない非難等がなされるおそれから、面接官が評定票へ自由に記載することを躊躇するなど、今後の採用事務において適正な評価ができなくなることが予想され、採用事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、同情報は条例第8条第6号に該当する。

以上のとおり、対象文書2の不開示部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

なお、本件決定において、実施機関は市町村名、学校名等の不開示理由を条例第8条第2号該当としているが、当審査会が対象文書2を見分したところ、当該情報には第2号に該当する情報も散見されるものの、その情報の全てが前述したメモの一部と認められることから、当審査会としては、前記第2号に該当する情報を含め、これらの情報を前述のとおり条例第8条第6号に該当するものと判断する。

(3) 対象文書3

対象文書3は、書類審査の採点結果を一覧表にしたものである。

当該文書の不開示部分のうち受検者氏名は、採用候補者個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号本文前段に該当する。

その余の不開示部分には評価及び得点が記載されている。当審査会が本件対象文書を見分したところ、対象文書1ないし5の採用候補者の並び順などの情報から、採用候補者であれば、当該文書の通し番号の何番の情報が自己の情報であるか、推測することが可能と思われる。また、採用候補者であれば、個人情報保護条例による自己を本人とする保有個人情報の開示請求をして得られる情報と当該文書を照らし合わせることによって、同様の推測が可能と考えられる。

よって、これらの評価及び得点を公にすると、評価や得点に対する質問や苦情、いわれのない非難等がなされるおそれから、評価者が自由に評価し、得点を付けることを躊躇するなど、今後の採用事務において適正な評価ができなくなることが予想され、採用事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、同情報は条例第8条第6号に該当する。

以上のとおり、対象文書3の不開示部分に係る実施機関の決定は妥当である。

(4) 対象文書4

対象文書4は、面接審査の採点結果を一覧表にしたものである。

当該文書の不開示部分のうち受検者氏名は、採用候補者個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号本文前段に該当する。

その余の不開示部分には評定及び得点が記載されているが、これらの情報を公にすると、前記(3)と同じ理由により、採用事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、同情報は条例第8条第6号に該当する。

以上のとおり、対象文書4の不開示部分に係る実施機関の決定は妥当である。

(5) 対象文書5

対象文書5は、選考結果を一覧表にしたものである。

当該文書の不開示部分のうち氏名は、採用候補者個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号本文前段に該当する。

不開示部分の「書類審査」、「面接点」、「合計点」欄には得点が記載されているが、これらの情報を公にすると、前記(3)と同じ理由により、採用事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、同情報は条例第8条第6号に該当する。

不開示部分のうち配置学校名については、当審査会が当該文書を見分したところ、本件学習サポーターの配置数が、一つの学校につき概ね1名又は2名であることが認められ、教職員の氏名が学校名と共にインターネット上で公開されていることなどを考え合わせると、当該学校名を公にすることで、学校に問い合わせ得られる情報と当該情報を照合することにより、採用候補者個人を識別することができるものと認められるため、同情報は条例第8条第2号本文前段に該当する。

一方、当該文書の不開示部分のうち配置市町村名については、当審査会が当該文書を見分したところ、頁ごとに同一の市町村名であることが認められ、氏名が不開示であれば、当該市町村名から採用候補者個人を識別することはできず、同情報は条例第8条第2号には該当しない。

以上のとおり、対象文書5のうち配置市町村名は開示すべきであり、その余の不開示部分に係る実施機関の決定は妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

実施機関が行った本件決定で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」の欄に記載した情報については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 4月15日	諮問書の受理
令和3年 5月13日	反論書の受理
令和6年 1月30日	審議
令和6年 2月27日	審議
令和6年 3月26日	審議
令和6年 4月26日	審議

別表

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
1	氏名	氏名、ふりがな	
	性別	性別	
	生年月日	生年月日、年齢	
	現住所	郵便番号、住所	
	自宅電話、携帯電話	電話番号	
	E-mail	メールアドレス	
	教職経験者	直近の勤務校・職名等	
	学生・勤労者等	大学名、職歴等	
	教育に関わる資格・免許	年月、資格・免許等	
	支援可能教科、特に指導ができる教科・内容	任意の記載	
	勤務可能地区(地域)、希望の市町村・学校名	市町村・学校名等	
	志望動機	志望動機	
	保護者、連絡先電話番号	氏名、現住所、電話番号	
	署名欄	署名(氏名)等	
2	候補者氏名	氏名	
	面接官氏名	氏名	
	評価項目	任意の記載	
	項目の評価	評価	
	備考	任意の記載	
	小中勤務校希望	任意の記載	
	勤務可能日・時間帯	任意の記載	
	希望以外の勤務可能地区	任意の記載	
	通勤時間	任意の記載	
	自家用車通勤	任意の記載	
	その他	任意の記載	
	欄外	任意の記載	

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
3	受検者氏名	氏名	
	志望動機	評価	
	勤務実績の有無	評価	
	得点	得点	
4	受検者氏名	氏名	
	A委員	評定、得点	
	B委員	評定、得点	
	合計得点	得点	
5	氏名	氏名	
	書類審査	得点	
	面接点	得点	
	合計点	得点	
	結果(配置市・学校名)	配置市町村名、配置学校名	配置市町村名

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
伊 藤 義 文	弁護士	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
日 名 子 暁	弁護士	

(五十音順)